

2026 年 9 月 30 日

東京都港区港南一丁目 6 番 41 号
イシン株式会社
代表取締役社長 西中 大史

東京都港区港南一丁目 6 番 41 号
株式会社 OK Junction
代表取締役 吉川 慶

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

イシン株式会社（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社 OK Junction（以下「消滅会社」といいます。）は、2026 年 5 月 22 日、別紙 1 のとおり吸収合併契約を締結し、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よってここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間での無対価合併ですが、存続会社において会社法第 795 条第 2 項第 1 号に定める差損が生じるため、同法第 796 条第 2 項ただし書により簡易合併の手続によることはできません。そのため、存続会社においては、2026 年 6 月 26 日開催の第 21 回定時株主総会において、同法第 795 条第 1 項に基づき本合併契約の承認を受けております。また、消滅会社においては、同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の手続により、株主総会の承認を得ずに本合併を行います。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1（吸収合併契約書の写し）のとおりです。なお、本合併の効力発生日は 2026 年 10 月 1 日です。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 本合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2) 消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度（第3期：2024年10月1日から2025年9月30日まで）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の内容は、別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併により存続会社には差損が生じますが、その額は存続会社の純資産の額に比して僅少であり、本合併の効力発生日以後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後も、存続会社の収益及びキャッシュ・フローの状況につき、存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

7. 吸収合併契約等備置開始日後本合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときにおける当該変更後の内容

備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1 吸収合併契約書の写し

別紙 2 消滅会社の最終事業年度（第 3 期）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）

合併契約書

イシン株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社OK Junction（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所

商号：イシン株式会社

住所：東京都港区港南一丁目6番41号

(2) 乙の商号及び住所

商号：株式会社OK Junction

住所：東京都港区港南一丁目6番41号

第3条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

第6条に定める本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）時点において、甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併より甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（株主総会決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議により、本契約の承認を受ける。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を受けることなく、本合併を行う。

第6条（効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は、2026年10月1日とする。
2. 甲及び乙は、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、協議の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（権利義務の承継）

乙は、一切の資産及び負債並びに権利義務（乙の従業員との雇用関係及びそれらに付随する権利義務を含む。）を、効力発生日において甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結日以後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本合併の目的の達成が困難となった場合は、協議をし、甲及び乙が合意の上で、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（解散費用）

乙の解散手続きのために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙各自が合意ののち電子署名を施し、それぞれがその電磁的記録を保管する。

2026年5月22日

甲：

東京都港区港南一丁目6番41号
イシン株式会社
代表取締役 西中 大史



2026年5月25日

乙：

東京都港区港南一丁目6番41号
株式会社OK Junction
代表取締役 吉川 慶



2026年7月10日

貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,267	流 動 負 債	3,051
現 金 及 び 預 金	1,220	未 払 金	2,962
売 掛 金	2,057	未 払 法 人 税 等	70
立 替 金	2	預 り 金	19
貸 倒 引 当 金	△12	固 定 負 債	1,631
固 定 資 産	974	長 期 借 入 金	1,631
有 形 固 定 資 産	294	負 債 合 計	4,682
一 括 償 却 資 産	294	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	680	株 主 資 本	△440
差 入 保 証 金	680	資 本 金	1,000
		利 益 剰 余 金	△1,440
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,440
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,440
		純 資 産 合 計	△440
資 産 合 計	4,241	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,241

損 益 計 算 書

(令和6年10月 1 日から)
(令和7年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,093
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		25,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,670
営 業 損 失		△577
営 業 外 収 益		2
受 取 利 息	2	
そ の 他	0	
営 業 外 損 失		△0
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	△0	
経 常 損 失		△575
税 引 前 当 期 純 損 失		△575
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	70	
当 期 純 損 失		△645

販売費及び一般管理費内訳書

(令和6年10月 1 日から)
(令和7年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
一	般	管	理 費	
	給	料	手 当	3,793
	法	定	福 利 費	513
	福	利	厚 生 費	9
	外		注 費	6,941
	荷	造	運 賃	4
	広	告	宣 伝 費	641
	交		際 費	1,264
	会		議 費	1,156
	旅	費	交 通 費	7,095
	通		信 費	571
	消	耗	品 費	459
	修		繕 費	3
	新	聞	図 書 費	130
	諸		会 費	382
	支	払	手 数 料	243
	地	代	家 賃	326
	保		険 料	170
	租	税	公 課	2
	支	払	報 酬 料	1,171
	減	価	償 却 費	294
	雑		費	495

株主資本等変動計算書

(令和6年10月 1 日から
令和7年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,000	△795	△795	204	204
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					
当 期 純 損 失		△645	△645	△645	△645
当 期 変 動 額 合 計	－	△645	△645	△645	△645
当 期 末 残 高	1,000	△1,440	△1,440	△440	△440

注記表

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

2.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定率法)を採用しています。

3.引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 588,726円

取締役、監査役及び執行役との間の取引による金銭債務 1,631,135円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

前期首株式数 100株

当期末株式数 100株

以上のとおり報告します。
令和 7年11月21日

株式会社OK Junction
代 表 取 締 役 漆畑 慶将

以上